

日本被服工業組合連合会正副理事長会の決議事項

平成30年7月23日（月）

外国人技能実習の適正な実施等の取組について

- 「繊維産業技能実習事業協議会」が、本年6月19日に過去4回にわたる協議の結果、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」（以下「取組」という。）を決定。
- 経済産業省 製造産業局長及び日本繊維産業連盟会長の連名による協力の呼びかけが、関係団体会長、理事長へ発せられた。（6月20日付）

当連合会の対応について

正副理事長会を開催し、下記の事項（概略）を決定した。

- 喫緊の課題としてこの問題に対応する「態勢の整備」が必要。
日被連には「委員会」が組織されていないので、新しく理事長等が直轄する「技能実習適正化推進委員会」（仮称）及び「取引適正化推進委員会」（仮称）を設置する必要がある。

1) 「技能実習適正化推進委員会」について

- 日被連本部に「外国人技能実習適正化推進委員会」を設置する。
 - ・委員会の構成は、正副理事長及び各地区組合事務局（4名）並びに各地区組合から選任された実習生受け入れ企業の代表者（4名）の合計12名
 - ・各地区組合に各々、日被連本部と同様の委員会を設置し、本部を補完する。
 - ・「外国人技能実習適正化推進委員会規約」を決定。
 - ・サプライチェーン全体の実施状況の把握に努めるとともに、受け入れ企業が加盟している協同組合の指導団体である各府県の「中小企業団体中央会」と協力・共同して、説明会や講習会を開催するよう努める。
 - ・その他「取組」に示された課題や取組について積極的に対応する。

2) 「取引適正化推進委員会」について

- 日被連本部に「取引適正化推進委員会」を設置する。
 - ・「取引適正化推進委員会規約」を決定。
 - ・日本繊維産業連盟が制定（改定）した、「自主行動計画」の啓発・普及に努める。
 - ・日本アパレルソーイング工業組合連合会が運用開始した「ACCT」システムの説明会の開催や普及に努める。